

次世代育成支援対策推進法に基づく

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：子育てを行う職員の家庭生活と職業生活の両立を支援のため、雇用環境整備を行う。
産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年3月～ 育児休業法に基づく諸制度の調査
- 令和3年4月～ 制度に関するパンフレットを作成
- 令和4年4月～ 相談窓口設置準備
- 令和6年4月～ 相談窓口運用・院内掲示版を活用した周知の実施